



交通機動隊

S37.1 警備部警ら交通課を外勤課・交通課に分課

S38.5 警備部交通課を交通第一課・交通第二課に分課し、交通第一課に交通機動巡ら隊を新設

S41.4 警備部に、交通機動巡ら隊を附置（昇格）

S41.11 「愛媛県警察本部組織条例」（昭和35年県条例第5号の一部を改正し、警察本部に交通部を新設。同部に交通機動巡ら隊を附置）

S44.4 交通指導課を交通企画課・交通指導課に分課。交通指導課に交通機動巡ら隊を附置

S45.3 交通機動巡ら隊を交通機動隊に改称

S47.4 交通指導課から新所属として独立、副隊長を配置

S49.3 交通機動隊は、松山市堀之内八番地の警察本部旧庁舎内にあったが、同所から約700メートル離れた松山城西側に第二庁舎（松山市若草町7番地）が完成。交通部は同年4月30日までに第二庁舎へ移転を完了し、交通機動隊も同年5月1日から同庁舎で業務を開始

